

| 節 | 7節 海や浜辺の利用 | 8節 環境学習・教育 | 9節 維持・管理 | 10節 制度的担保等 | 11節 広報 | 12節 広域的取組 |
|--|---|--|---|----------------------------------|---|------------------------------------|
| 個別 事業 (円卓 会議 案 掲載 順) | 1-1) 浦安側階段護岸 低未利用地 ①護岸背後地の自然再生 ②適切な駐輪駐車スペース、アクセス | 1 検討組織の設置による検討 2 環境学習・教育の実施 3 人材の育成・確保 | 1 多くの個人や団体が参加できる機会づくりの提供 2 実施計画策定の段階から公開し情報の共有等 3 モニタリングの方法や指標づくり 4 データベースの作成と広報 5 総合的なモニタリングセンターの設置 6 三番瀬保全のための監視体制の確立 7 河川流域等のネットワークづくり 8 学校を中心としたビオトープネットワーク 9 流域の自然素材を使った循環型の再生 | 1 再生保全利用条例の制定 2 ラムサール条約登録への促進 | 1 再生計画の周知 2 既存の広報媒体の活用 3 インターネットの活用 4 情報の集約と提供 5 拠点施設の設置と活用 6 教材の作成・提供 7 イベントの開催 8 市民、NPO・NGO行政の連携 9 地域間の連携 | 1 国との連携、関係自治体との連携、地域住民との連携 |
| | 1-2) 浦安側階段護岸利用部 ①遊歩道・眺望スポット | | | | | |
| | 1-3) 浦安側直立護岸部 ①遊歩道・親水スポット等 | | | | | |
| | 2-1) 塩浜3丁目 ①人が降りられない護岸 ②猫実水門から河口までアシ原・干出域再生実験 | | | | | |
| | 2-2) 市川市所有地前面 ①行徳湿地との連続性・湿地の再生 ②環境学習施設等 | | | | | |
| | 2-3) 塩浜2丁目 ①遊歩道等 ②展望機能 ③護岸前面に子供の遊べる場・海に降りられる護岸構造 | | | | | |
| | 2-4) 市川側 ①ルール作り、指導 | | | | | |
| | 3 船橋側 ①船着場・自然再生の場の確保 4 海域利用の促進とルール作り | | | | | 注) 第12節は、県の再生計画(基本計画案)に、新たに盛り込んだもの |